

外来栄養食事指導推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糖尿病等の重症化予防を進めるため、外来栄養食事指導を提供する体制を整備する「外来栄養食事指導推進事業」を実施するにあたり、外来栄養食事指導を実施することができる医療機関に関する事項並びに事業の効果を医療機関及び県民等に周知するために必要な事項を定めるものである。

(事業内容)

第2条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 県は、本事業に協力し、次条各号に規定する事項を実施する医療機関（以下「協力医療機関」という。）を募集し、協力医療機関のリスト（以下「リスト」という。）を作成する。
- (2) 県は、管理栄養士が不在の診療所に対してリストを提供するとともに、この事業の活用も視野に入れ、外来栄養食事指導が必要な患者に対する指導の強化を依頼する。
- (3) 県は、外来栄養食事指導の質の向上を図るため、公益社団法人高知県栄養士会（以下「栄養士会」という。）の協力を受け、管理栄養士への研修等を行う。
- (4) 県は、栄養士会の協力を受け、協力医療機関からの報告を基に外来栄養食事指導の実施状況の把握・分析を行う。
- (5) 県は、栄養士会の協力を受け、外来栄養食事指導の効果や重要性を医療機関及び県民等に周知する。

(協力医療機関の実施事項)

第3条 協力医療機関は、高知県健康政策部保健政策課に「承諾書」（別紙1）及び「外来栄養食事指導現況書」（別紙2）を提出のうえ、次の事項を実施するものとする。

- (1) 管理栄養士による外来栄養食事指導の推進
- (2) 外来栄養食事指導に関する問い合わせへの対応及び診療所等からの紹介患者への外来栄養食事指導の実施
- (3) 外来栄養食事指導の件数及び紹介患者数、うち、糖尿病患者への指導件数及び紹介患者数等の報告
- (4) 県が実施する県民等を対象とした外来栄養食事指導の啓発への協力

(情報公開への同意)

第4条 協力医療機関は、県が医療機関及び県民等に対し、協力医療機関である旨の情報を提供することについて同意するものとする。

(協力医療機関の辞退)

第5条 協力医療機関は、第3条に規定する事項の実施が困難になった場合、「辞退届」（別紙3）を提出するものとする。

(附則)

この要領は、平成31年4月22日から施行する。ただし、平成29年度から平成30年度に実施した外来栄養食事指導推進事業において承諾書の提出があった医療機関については、引き続き承諾を得たものとする。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年4月28日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年7月15日から施行する。

承 諾 書

年 月 日

高知県健康政策部保健政策課長 様

医療機関名
管理者氏名

外来栄養食事推進事業実施要領第3条における協力医療機関として、下記のことを実施し、外来栄養食事指導の推進に向け、協力することを承諾します。

記

協力医療機関の実施事項

- (1) 管理栄養士による外来栄養食事指導の推進
- (2) 外来栄養食事指導に関する問い合わせへの対応及び診療所等からの紹介患者への外来栄養食事指導の実施
- (3) 外来栄養食事指導の件数及び紹介患者数、うち、糖尿病患者への指導件数及び紹介患者数等の報告
- (4) 県が実施する県民等を対象とした外来栄養食事指導の啓発への協力

辞退届

年 月 日

高知県健康政策部保健政策課長 様

医療機関名
管理者氏名

外来栄養食事推進事業実施要領第3条における協力医療機関として承諾していましたが、下記の理由により、辞退します。

記

1 事実発生日

年 月 日

2 辞退の理由